入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、
窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

〇住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。

〇本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、
最新のものにする必要があります。

〇なお、令和５年２月６日から「転出届」についてはマイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を通じて提出できるようになりました。
（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、
５万円以下の過料に処されることがあります。）

◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

＜オンラインでの届出＞

引越前の市区町村
［転出前に］
マイナポータル等を通じ
オンラインで転出届を提出する
（※場合によっては窓口に来ていただくことがあります）

↓

引越先の市区町村
［転入した日から 14 日以内］
マイナンバーカードを提示の上
転入届を提出する

＜窓口での届出＞

引越前の市区町村
［転出前に］
転出届を提出して
転出証明書を受け取る*2

↓

引越先の市区町村
［転入した日から 14 日以内］
転出証明書を添えて*3
転入届を提出する

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの市区町村
［転居した日から 14 日以内に］
窓口で転居届を提出する*1

*1　マイナポータル等を通じて、転入(転出)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
*2　マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。
*3　マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

詳しくは、木城町役場　町民課（電話０９８３－３２－４７３５）までお問い合せください。
マイナポータルについては、https://myna.go.jp をご覧ください。